

基本施策 16 生活安全・生活衛生

基本施策 16 「生活安全・生活衛生」

施策 4 「生活衛生の向上」

1. 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

【衛生指導課 動物愛護指導センター】

動物愛護指導センターにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、畜犬登録等の事務(犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等)、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発を行います。

動物愛護指導センター

所在地 船橋市潮見町 32-2

開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日

(1) 野犬等の捕獲、収容動物管理処分事業

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲を行います。

犬・猫収容・処分頭数(負傷動物を含まない)

区分	年度	3		4		5	
		犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)
捕獲		19	—	30	—	19	—
引取り		4	408	2	230	8	154
返還		15	10	25	8	11	6
譲渡		5	350	5	194	15	125
殺処分数	①	2	26	2	24	0	13
	②	0	24	0	0	0	0
	③	0	3	0	1	0	0
	計	2	53	2	25	0	13

※ 殺処分数の分類は以下のとおり。

分類①：譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②：①以外の殺処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)

分類③：引き取り後の死亡

※ 年度をまたがる繰入れ、繰越しがあるため、収容数と処分数が合致しない場合があります。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 動物愛護に関する普及啓発事業

①市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行います。

苦情処理・相談業務実績 (単位：件)

年度	3		4		5	
	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理
犬	499	1,163	514	1,561	459	1,064
猫	292	1,646	301	1,172	334	1,015
その他	26	108	29	76	32	64
合 計	817	2,917	844	2,809	825	2,143

②動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間(9月20日から26日)等において、動物愛護教室等の事業を実施します。

○イベント等

事業名	実施日及び参加人数
猫の飼い方教室・お悩み相談	5月21日(6名)
愛犬セミナー	5月21日(8名)
犬のしつけ方教室	6月4日(20名)・7月2日(9名)・10月1日(15名)・ 11月5日(15名)・3月3日(26名)
譲渡会★ ¹	6月18日(9名)
バックヤードツアー	7月29日(21名)・8月20日(21名)・3月28日(19名)
なかよし動物フェスティバル	9月24日

※8月及び11月の譲渡会は希望者なしのため中止した。

○適正飼養及び災害対策に関するパネル展

実施場所：市役所1階、保健所1階、中央図書館、北図書館、公民館、イオンモール船橋(動物愛護週間行事の一環として実施)、動物愛護指導センター

(3) 飼い主のいない猫の不妊手術事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設(動物病院)において飼い主のいない猫の不妊手術を実施します。

飼い主のいない猫の不妊手術実績 (単位：匹)

年度	3	4	5
オス	288	202	219
メス	297	244	253
合 計	585	446	472

(4) 負傷動物の診察治療事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行います。なお、業務時間外における負傷動物収容後の診察・治療業務は京葉地域獣医師会に委託し、応急的処置に対応します。

負傷動物収容・治療数

年度	3		4		5	
	収容	治療	収容	治療	収容	治療
犬(頭)	0	0	0	0	0	0
猫(匹)	27	20(0)	28	22(2)	27	26(0)

※()内は委託治療頭数

(5) 第一種動物取扱業各種届出受理、登録、立入検査関係事業★1

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業に関する登録申請等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和5年度末 第一種動物取扱業登録数：157 施設 立入施設数：85 施設

(6) 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業★1

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和5年度末 第二種動物取扱業届出数：8 施設 立入施設数：3 施設

(7) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法に基づき、犬の登録や狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に予防注射済票の交付を行います。

犬の登録・狂犬病予防注射実施数 (単位：頭)

年度	3	4	5
原簿保有数	28,401	28,084	28,737
新規登録頭数	2,280	2,066	2,070
注射済票交付(集合)	- ★2	- ★2	- ★2
注射済票交付(個別)	20,186	20,560	19,761